

(医療機関の指定)

第54条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(付則)

1. 第39条の規約を第54条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。